

2022年6月20日

事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

確定拠出年金の制度変更について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、確定拠出年金(DC)の制度変更が2024年12月にかけて順次施行され、2022年10月には企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入要件が緩和される予定です。

[2020年の制度改正 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

これに伴い、iDeCoへの加入や加入した場合の掛金額を検討するために必要な情報として、**下記の事項を加入者の皆様に周知するよう厚生労働省より求められています。**

【全ての事業所の全ての加入者の皆様に対して】

当基金の**他制度掛金相当額**

【当基金以外のDB・DCがある事業所の加入者の皆様に対して】

当基金を含む確定給付企業年金(DB)の他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が一定額を超えると、2024年12月以降、iDeCoの掛金額が引き下げになる または掛金を拠出できなくなる場合があること

つきましては、次ページ以降をご参照いただき、加入者の皆様への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

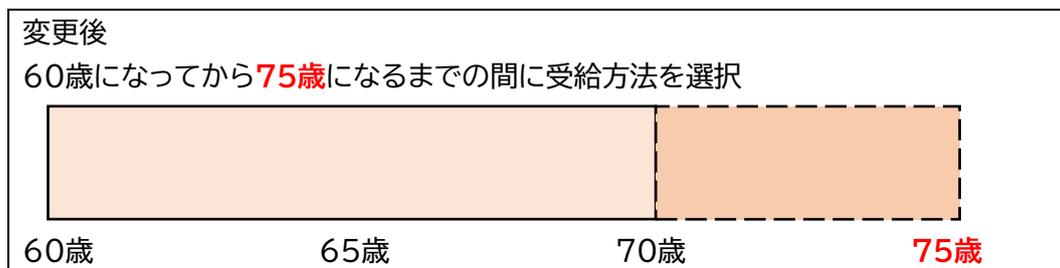
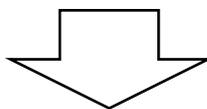
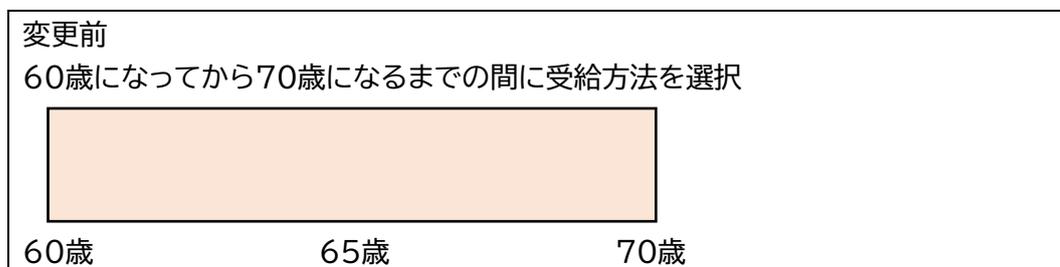
※当基金は確定給付企業年金(DB)です。このご案内は、DBの加入者へのDCの制度変更の影響についてご説明するものです。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)

①DCの受給開始時期の選択枝の拡大(2022年4月施行)

DCの受給開始時期(年金を受け取り始める年齢 または 一時金で受け取ることを決める時期)の選択枝が下記のとおり広がりました。



※2022年4月1日以降に70歳になる方(1952年4月2日以降生まれの方)から適用されます。

②DCの加入可能年齢の拡大(2022年5月施行)

DCの加入者の範囲が下記のとおり拡大されました。

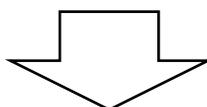
企業型DC

変更前

◆65歳未満の厚生年金の被保険者

ただし、60歳以上の被保険者が加入できるのは60歳前に加入していたDCで
継続して加入する場合のみ

※加入可能年齢の上限はDC規約によって異なります。



変更後

◆70歳未満の厚生年金の被保険者

60歳以上の被保険者の新規加入が可能になります。

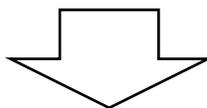
※加入可能年齢の上限はDC規約によって異なります。

iDeCo

変更前

◆60歳未満の厚生年金の被保険者

◆20歳以上60歳未満の国民年金第1号・第3号被保険者



変更後

◆65歳未満の厚生年金の被保険者

◆20歳以上60歳未満の国民年金第1号・第3号被保険者

◆60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者

◆海外在住の国民年金の任意加入被保険者

③企業型DC加入者のiDeCoの加入要件緩和(2022年10月施行)

現行制度では、企業型DCの加入者がiDeCoに加入するには、労使合意により企業型DC規約にiDeCoとの併用を認める規定を設ける必要がありました。制度変更後は、原則として企業型DCの加入者もiDeCoに加入できるようになります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は制度変更後も加入できません。

- ◆マッチング拠出を行っている企業型DCで加入者がマッチング拠出を選択した場合
- ◆企業型DCの掛金が毎月拠出ではない場合
- ◆企業型DCの掛金が各月の拠出限度額を超える可能性がある場合
(いわゆるキャリーオーバーを行っている場合)

当基金は確定給付企業年金(DB)です。企業型DCに加入していないDBのみの加入者は従来からiDeCoに加入できます。拠出限度額は月額12,000円です。

制度変更後、DB加入者がDCに加入する場合の拠出限度額は下記のとおりです。

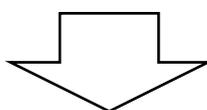
企業型DC 月額27,500円 (従来から変更なし)
iDeCo 月額27,500円 - 企業型DCの掛金額 (上限12,000円)

なお、iDeCoの拠出額の下限が5,000円であるため、企業型DCの掛金額が22,500円を超える場合、iDeCoの拠出はできません。

④DB加入者のDC拠出限度額の変更(2024年12月施行)

DB加入者のDC拠出限度額が変更されます。

変更前 企業型DC 月額27,500円 iDeCo 月額27,500円 - 企業型DCの掛金額 (上限12,000円)
--



変更後 企業型DC 月額55,000円 - DBの他制度掛金相当額 iDeCo 月額55,000円 - DBの他制度掛金相当額 - 企業型DCの掛金 (上限20,000円)

他制度掛金相当額とは、実際のDB掛金額に代わる額として厚生労働省令で定める方法で算定した額のことをいいます。当基金の他制度掛金相当額は下表のとおりです。

加入制度	事業所番号	他制度掛金相当額 ※1
第1年金のみ加入	10XXXX	月額4,000円
第2年金のみ加入	20XXXX	月額3,000円
第1年金+第2年金両方加入	30XXXX ※2	月額7,000円

※1 他制度掛金相当額は1,000円単位となります。当基金の制度変更や財政再計算があった場合、他制度掛金相当額が変更になる可能性があります。

※2 加入制度は加入者ごとに判定します。加入者の範囲が第1年金と第2年金で異なる事業所における他制度掛金相当額は、第1年金のみ加入の加入者が月額4,000円、第1年金+第2年金両方加入の加入者が月額7,000円です。

他制度掛金相当額を全ての事業所の全ての加入者の皆様に周知する必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。次ページ以降でパターン別(I~IV)の加入者への影響をご説明します。

パターンⅠ

当基金以外の企業年金制度(DB・DC)を全く実施していない場合

iDeCoの拠出限度額が月額12,000円から月額20,000円に引き上げとなります。
選択肢が広がりますので、全ての加入者にとって有利な制度変更となります。

パターンⅡ

当基金を含む複数のDBを実施、企業型DCは実施していない場合

iDeCoへの影響は下記のとおりです。

当基金を含む全てのDBの他制度掛金相当額の合計額が

ア 50,000円を超える場合

iDeCoに拠出できなくなります(iDeCoの拠出額の下限が5,000円のため)。

イ 44,000円以上50,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額が5,000円～11,000円に引き下げとなります。

ウ 43,000円の場合

iDeCoの拠出限度額は12,000円のまま変わりません。

エ 42,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額が13,000円～20,000円に引き上げとなります。

ア・イの場合、iDeCoの選択肢が狭まることに関しては加入者にとって不利な制度変更となります。このことを加入者に周知しなくてはなりません。

パターンⅢ

DBは当基金のみ、企業型DCを実施している場合

企業型DCの拠出限度額が27,500円から「55,000円－当基金の他制度掛金相当額」に引き上げとなります。現行の限度額である27,500円を拠出している加入者について企業型DCの掛金を増額することができます。

iDeCoへの影響は下記のとおりです。

当基金の他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が

ア 50,000円を超える場合

iDeCoに拠出できなくなります(iDeCoの拠出額の下限が5,000円のため)。

イ 43,001円以上50,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額が5,000円～11,999円に引き下げとなります。

ウ 43,000円の場合

iDeCoの拠出限度額は12,000円のまま変わりません。

エ 43,000円未満の場合

iDeCoの拠出限度額が12,001円～20,000円に引き上げとなります。

ア・イの場合(企業型DCの掛金を増額して条件を満たす場合)、iDeCoの選択肢が狭まることに関しては加入者にとって不利な制度変更となります。このことを加入者に周知しなくてはなりません。

パターンIV

当基金を含む複数のDBと企業型DCを実施している場合

当基金を含む全てのDBの他制度掛金相当額の合計額が27,500円を超える場合、「DBの他制度掛金相当額+企業型DCの掛金額」が上限の55,000円を超える可能性があります。

DBの他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が55,000円を超える場合、変更後の制度を適用すると企業型DCの掛金額を減額しなくてはなりません。掛金の算定方法の変更などを実施するまでの間は、2024年12月現在のDC規約に基づく拠出を引き続き可能とする経過措置があります(詳細は企業型DCの運営管理機関にお問い合わせください)。

DBの他制度掛金相当額が27,500円未満の場合、企業型DCの拠出限度額が27,500円から「55,000円-DBの他制度掛金相当額」に引き上げとなります。現行の限度額である27,500円を拠出している加入者について企業型DCの掛金を増額することができます。

iDeCoへの影響は下記のとおりです。

DBの他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が

ア 50,000円を超える場合

iDeCoに拠出できなくなります(iDeCoの拠出額の下限が5,000円のため)。

イ 43,001円以上50,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額が5,000円~11,999円に引き下げとなります。

ウ 43,000円の場合

iDeCoの拠出限度額は12,000円のまま変わりません。

エ 43,000円未満の場合

iDeCoの拠出限度額が12,001円~20,000円に引き上げとなります。

ア・イの場合、iDeCoの選択肢が狭まることに関しては加入者にとって不利な制度変更となります。このことを加入者に周知しなくてはなりません。